



令和3年2月22日  
海上保安庁

## 日米海上保安機関合同訓練の実施について（結果概要）

### ～米国沿岸警備隊との連携協力関係の強化の取組～

海上保安庁は、令和3年2月21日（日）、小笠原諸島沖合において、海上保安庁巡視船及び米国沿岸警備隊巡視船による合同訓練を実施しました。

#### 1. 訓練概要

日時： 令和3年2月21日（日）  
午前9時00分～午後0時40分

場所： 小笠原諸島沖合 ※訓練海域略図参照

参加巡視船：

・海上保安庁

第三管区海上保安本部横浜海上保安部所属

巡視船あきつしま

総トン数6,500トン、全長150メートル

・米国沿岸警備隊

第14管区ホノルル基地所属

巡視船KIMBALL（キンボール）

排水トン数4,500トン、全長127メートル

訓練内容： 情報伝達訓練、外国漁船取締りを  
想定した追跡捕捉・立入検査訓練等



巡視船あきつしま



巡視船 KIMBALL

#### 2. 訓練結果

海上法執行機関である海上保安庁及び米国沿岸警備隊は、1948年の海上保安庁創設期より深く交流しており、様々な機会を通じて、連携協力関係の強化を図ってきたところです。

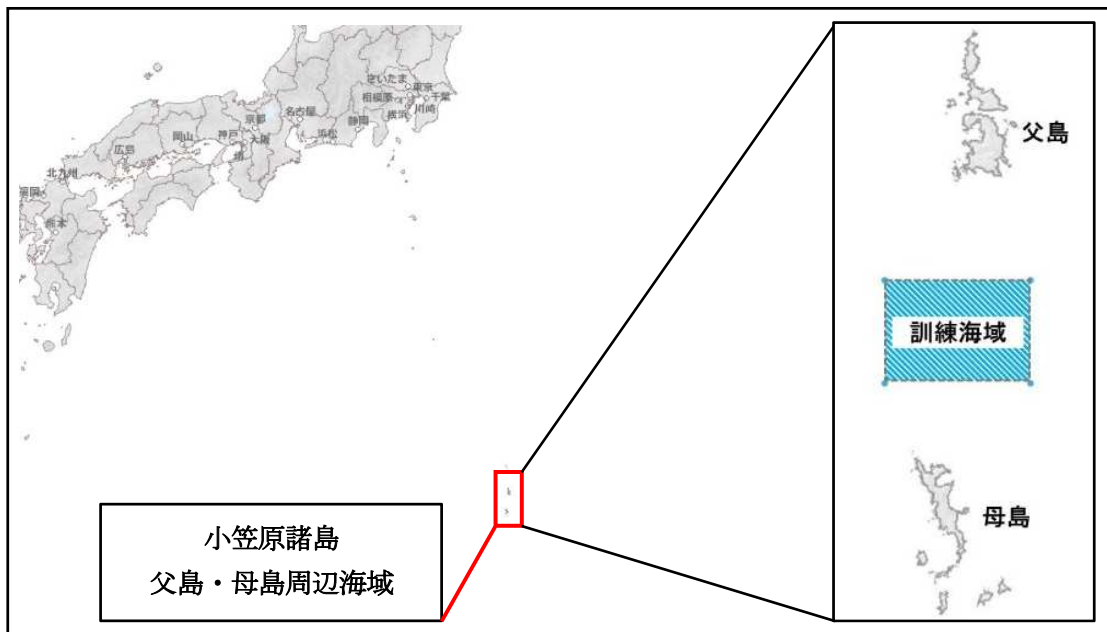
今回の訓練では、外国漁船の取締りを想定して、両機関の情報伝達・情報共有の方法を確認するとともに、外国漁船の発見から追跡捕捉、停船措置、立入検査等の一連の流れを双方が確認することにより、海上犯罪の取締りに必要な技術・知見を共有しました。

近年、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化にかかる取組を推進するにあたり、日米双方の連携協力がより重要になっています。また、海上保安庁は、米国沿岸警備隊とともに、世界の海上

保安機関の連携協力をリードする役割が期待されており、インド太平洋地域の外国海上保安機関に対して海上犯罪の取締り等に必要な能力向上支援にも取り組んでおります。今回のような合同訓練を通じて、両機関の法執行能力の向上を図るとともに、外国海上保安機関への能力向上支援等にも反映させていくこととしています。

今後とも、日米の海上法執行機関同士の連携協力関係の強化を図り、法執行能力の向上に努めるとともに、外国海上保安機関への能力向上支援等を通じて、「自由で開かれたインド太平洋」を推進してまいります。

#### <訓練海域略図>



#### <参考>

米国沿岸警備隊の概要について

・組織概要

国土安全保障省に所属する海上法執行機関。太平洋と大西洋の2つの管区方面本部、その下に9つの管区を有する。

・勢力

職員約49,000人、船艇約1,900隻、航空機約200機

・主な任務

法令の励行、航行安全、海難救助、海洋環境保護、国防・有事対応

<訓練の状況>

